

平成27年4月導入

袖ヶ浦市立学校体育施設開放  
有料化(使用料導入)に伴う

# 利用の手引き

(令和4年4月一部修正)



袖ヶ浦市教育委員会

所管課 スポーツ振興課

連絡先 299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1

TEL 0438-62-3791 (直通) fax 63-9680

メール [sode31@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode31@city.sodegaura.chiba.jp)

## 1 はじめに （有料化を図る背景等）

市民の皆さんが日常生活の中でスポーツ及びレクリエーション活動等に親しむことができるよう、本市では約30年にわたり、市立小学校及び中学校の体育施設を無料で開放してきました。

一方、市では実際に施設を利用する方に一定の負担を戴くこととして、平成26年度から、臨海スポーツセンター、総合運動場等の有料施設の使用料を見直すとともに、各公民館等に隣接する運動広場や百目木公園運動施設の使用についても有料化を実施しました。この度、これまで無料で実施してきた学校体育施設開放事業についても、他のスポーツ及びレクリエーション活動等を行う社会体育施設と同様に、学校の体育施設を利用する特定の人がサービスを受けることから、その使用について有料化し、市内の社会体育施設の使用料との均衡を図らせていただくこととなりました。

## 2 本冊子について

この「利用の手引き」は、今回の有料化に伴うその内容、利用手続き、減免利用等についてを中心にまとめています。実際の活用として、各校管理指導員を含む開放運営委員や利用団体の皆さんを対象とした説明用の資料とさせていただきます。運用にあたっては改善等も必要となってくることも考えられます。今後、実施していく中で皆様のご意見を伺いながら検討してまいりますのでご理解くださるようお願いいたします。



### 3 有料化に伴う使用料金とその納入方法について

今回の有料化では屋内、屋外体育施設について下記のとおり、施設使用料として設定しました。基本的な利用時間は今までどおり1回3時間以内の利用単位として使用料を設定しました。そのため、1時間単位での使用料金ではありません。このため、実質2時間以下等の利用の場合でも規定の使用料を戴くこととなりますのでご理解下さい。

開放体育施設	使用料（1回あたり3時間以内）
小学校体育館	300円
小学校運動場	200円
中学校体育館	300円
中学校武道場	270円

#### <使用料の納入方法について>

- 使用料は実際に使用した分について納付いただくものです。学校開放での活動は実際の活動回数がほぼ予測できることや利用者による現金納付が毎回となる等、手続きが煩瑣になることを避けるために、事前に利用場所別に準備する利用券を購入して戴き、利用の都度、その利用券に利用日等の必要事項を記入し、利用券綴りに添付する方法とします。利用券は使用料改定を行わない限り、有効期限を設けないこととします。この納付方法について今後新たな課題等が出てきた場合には、利用団体の意見等を反映しながら検討を行い、都度改善していきたいと考えます。

- 利用券見本と記入例→実際利用した日に**団体名・添付者氏名、使用日**を記入する。

様式第4号（第5条関係）	キ リ ト リ セ ン	様式第4号（第5条関係）
学校体育施設開放利用券（控） 第×××号 利用団体名 スポ振ボーイズ	○	学校体育施設開放利用券（添付用） 第×××号 利用団体名 <b>スポ振ボーイズ</b> 添付者氏名（ <b>体振 太郎</b> ）
金 300円也 上記、使用料受領済	割 り 印	金 300円也 上記、使用料受領済
○ ここに 購入日を 記入します。	○	平成27年4月1日 袖ヶ浦市教育委員会 <b>印</b>
		平成 <b>27</b> 年 <b>5</b> 月 <b>1</b> 日 袖ヶ浦市教育委員会 <b>印</b>

利用券の左側は控えとして各団体が保管します。右側に必要事項を記入し開放日誌に添付します

<利用券の購入について>

○利用券は利用する施設毎に額面300円、270円、200円の3種類を準備します。  
それぞれ必要な券種を必要枚数分をまとめて購入することができます。利用券には使用料の改定がない限り有効期限はありません。年度を越えて使用できます。

○利用券は袖ヶ浦市教育委員会スポーツ振興課で購入ができます。

※開放利用校では購入できません。

- ・**販売期間** 土日祝祭日を除く市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分
- ・**販売場所** 袖ヶ浦市教育委員会スポーツ振興課 Tel 62-3791

○お願い→ 上記での購入のための来庁前に事前にご連絡を戴けると手続きが早くできます。また、現金收受時に釣り銭のないようにご協力をお願いします。

○利用券の払い戻し、使用料の還付は原則行いません。

利用券は金券と同様ですので大切に保管、使用をお願いします。

#### 4 減免団体登録申請について

##### (1) 減免利用対象となる団体等について

今回の学校体育施設開放事業の有料化の準備を進める中で、使用料の減免制度について社会体育施設等使用料の減免と合わせて検討を行いました。その結果、次の団体がその目的のために行う活動については使用料を全額免除することといたしました。区分の(10)について、該当となる基準については備考2をご覧ください。

使用区分	実際該当する団 thể例
(1) 市（市の行政機関及び市が加入している一部事務組合等を含む。）が、主催又は共催するとき。	同左のとおり
(2) 国又は他の地方公共団体が、行政目的のために使用するとき。	同左のとおり
(3) 市内の幼稚園、保育所、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が、教育又は保育活動で使用するとき。	同左のとおり
(4) 市内の公共的団体が、市の行政活動に協力する目的で使用するとき。	民生・児童委員協議会、 人権擁護委員協議会等
(5) 市社会教育関係団体連絡協議会に加入する団体（当該団体の傘下の団体は含まない。）が、その目的のために使用するとき。	体育協会、少年野球連 盟、サッカー協会等
(6) 市内の地域コミュニティ団体が、その目的のために使用するとき。	総合型地域スポーツク ラブ、地区住民会議等
(7) 市内の福祉団体、NPO法人が、その目的のために使用するとき。	地区社会福祉協議会、子 育て支援団体等

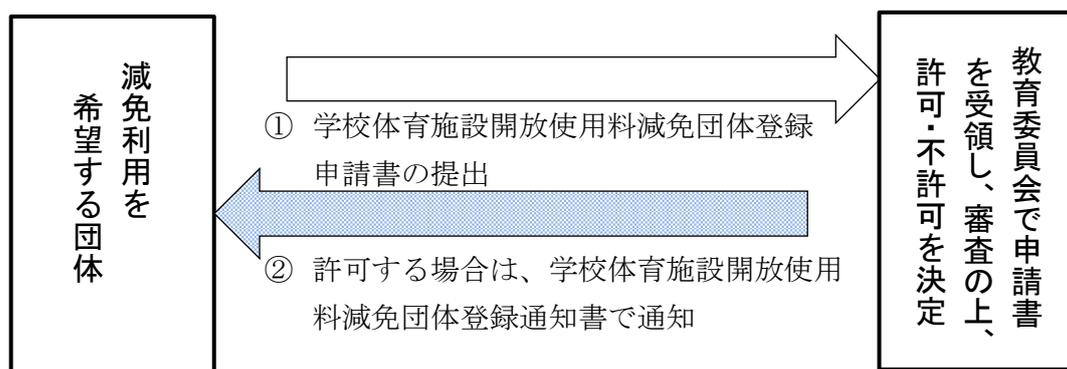
(8) 市内の高齢者団体が、その目的のために使用する時。	シニアクラブ、市シニアクラブ連合会等
(9) 市内の障害者福祉団体が、その目的のために使用する時。	障害者福祉会等
(10) その他 <b>使用目的の公益性</b> から教育委員会が必要と認めるとき。	その都度決定する。

備考

- 1、表中にある団体等が、その団体の目的以外で特定の1日などに限り学校体育施設を利用するといった利用は学校体育施設開放利用ではありません。このような特別な利用を希望する場合は各校に問い合わせの上、他の手続きが必要となります。
- 2、使用区分(10)に示す**使用目的の公益性**とは、学校体育施設開放事業の目的に照らし合わせ、その活動が教育目的・青少年の健全育成の観点で減免対象となるかを精査させていただきます。具体的には次の観点で精査させていただきます。
  - ① その活動の主体が市内小中学校に在学する児童生徒で、成人が混在している団体は構成員の3分の2以上が児童生徒であること。
  - ② その活動が青少年健全育成の観点で、子どもの居場所づくり、体力向上、健康増進、地域の教育力向上などに貢献していること。
  - ③ その活動が公開され、誰でも参加又は入会できること。(年齢制限等のやむを得ない場合を除きます。)
  - ④ 団体の活動のための会費を講師等の謝金に充てる、など教室的な扱いになっていないこと。

(2) 減免利用登録の手続きについて

- ・(1)に該当する団体が学校体育施設開放使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ①袖ヶ浦市学校体育施設開放使用料減免団体登録申請書(学減様式第1号)を教育委員会に提出しなければなりません。この提出は毎年3月末日までに行うこととしますが、新たに団体を設立し、又は登録基準に該当することとなった場合はこの限りではありません。この申請は毎年必要となります。



- ・教育委員会は申請書の内容を審査し、減免登録団体としての登録を許可する場合は、減免登録を受けた団体に対して、②袖ヶ浦市学校体育施設開放使用料減免団体登録通知書（学減様式第2号）により通知します。
- ・この登録にかかる使用料の減免は、減免団体登録通知のあった年の4月1日か当該通知を受け取った日のどちらか遅い日から翌年の3月31日までとなります。

### （3）減免利用ができる回数について

- ・学校体育施設開放の利用単位は週1回3時間以内が基本です。この利用についてのみ減免利用とします。別申請で複数回登録が許可された団体についても、減免利用回数は週1回の利用にのみとし、それ以上の活動については所定の使用料を戴きますのでご理解ください。

## 5 その他

### （1）複数回利用について

- ・複数回利用はあくまでも特別な登録であることの認識をお願いします。その上で、複数回利用登録を希望する団体は別に定める要領に従い申請手続きをお願いします。